

年 月 日

保護者様

熊本県立第二高等学校

### 学校伝染病による出席停止扱いについて

学校保健法第12条により、生徒が伝染病にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の学校伝染病と診断された場合は、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になります。しかし、病院等のご好意により、学校の発行する罹患証明に記載していただける場合は、別紙への記入をお願いしてください。

それらの証明書については、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。

#### 記

#### 【学校において予防すべき伝染病の種類】

第1種	感染症予防法に規定する1類、2類感染症 省略
第2種	(学校で多くみかける感染症で、飛沫感染する) インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱及び結核
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病

主治医 様

熊本県立第二高等学校

年 組 号 氏名

平成 年 月 日～平成 年 月 日まで学校を欠席しましたが、学校保健法施行規則により、出席停止扱いを受けたいので、下記の病気であることを証明くださるようお願いします。

診 断 名	
(第2種の伝染病)	(第3種の伝染病)
1 インフルエンザ	1 腸管出血性大腸菌感染症
2 百日咳	2 流行性角結膜炎
3 麻疹 (はしか)	3 急性出血性結膜炎
4 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	4 その他の感染症伝染病
5 風疹 (三日はしか)	
6 水痘 (水ぼうそう)	
7 咽頭結膜熱	
8 結核	

上記○印の疾病により、治療していることを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印